

様式 1 (行政手続法適用：個票番号2101)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 28 年 9 月 9 日作成

処 分 名	議会の解散請求代表者証明書の交付	
根 拠 法 令 名	地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号)	
根 拠 条 項	第100条で準用する第91条第2項	
根 拠 条 文	別紙1による	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり 別紙1による</p> <p>上記根拠条文の規定により申請があった場合、次に掲げるいずれかに該当しない場合に許可する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 請求代表者であることができないものに該当しない者であること (地方自治法第74条第6項各号による (別紙2参照のこと))</li> <li>2 請求制限期間であること (地方自治法第79条)</li> <li>3 交付申請が適式であること (地方自治法施行令第100条で準用する第91条第1項)</li> <li>4 請求代表者が選挙人名簿登録者であること (地方自治法施行令第100条で準用する第91条第2項)</li> </ol>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (日曜日、土曜日及び祝日は除く)
	経 由 機 関	日 (機関名： )
	協 議 機 関	日 (機関名： )
	処 分 機 関	7 日 (機関名：厚岸町選挙管理委員会)
所 管 部 署	厚岸町選挙管理委員会	
備 考		

## 別紙 1

第91条 地方自治法第74条第1項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者（以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。）は、その請求の要旨（1,000字以内）その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもって条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。

② 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

第100条 第91条から第97条まで、第98条第1項、第98条の3及び第98条の4の規定は、地方自治法第76条第1項の規定による普通地方公共団体の議会の解散の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

※同表省略

## 別紙 2

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

2から5省略

6 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、第1項の代表者（以下この項において「代表者」という。）となり、又は代表者であることができない。

(1) 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた旨の表示をされている者のうち当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。）

(2) 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者

(3) 第1項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員である者

様式1 (行政手続法適用：個票番号2102)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成28年9月9日作成

処 分 名	議会議員の解職請求代表者証明書の交付	
根 拠 法 令 名	地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号)	
根 拠 条 項	第110条で準用する第91条第2項	
根 拠 条 文	別紙1による	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり 別紙1による</p> <p>上記根拠条文の規定により申請があった場合、次に掲げるいずれかに該当しない場合に許可する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 請求代表者であることができないものに該当しない者であること (地方自治法第74条第6項各号による (別紙2参照のこと))</li> <li>2 請求制限期間であること (地方自治法第79条)</li> <li>3 交付申請が適式であること (地方自治法施行令第110条で準用する第91条第1項)</li> <li>4 請求代表者が選挙人名簿登録者であること (地方自治法施行令第110条で準用する第91条第2項)</li> </ol>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (日曜日、土曜日及び祝日は除く)
	経 由 機 関	日 (機関名： )
	協 議 機 関	日 (機関名： )
	処 分 機 関	7 日 (機関名：厚岸町選挙管理委員会)
所 管 部 署	厚岸町選挙管理委員会	
備 考		

## 別紙1

第91条 地方自治法第74条第1項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者（以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。）は、その請求の要旨（1,000字以内）その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもって条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

第110条 第91条から第97条まで、第98条第1項、第98条の3及び第98条の4の規定は、地方自治法第80条第1項の規定による普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

※同表省略

## 別紙2

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

2から5省略

6 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、第1項の代表者（以下この項において「代表者」という。）となり、又は代表者であることができない。

(1) 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた旨の表示をされている者のうち当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。）

(2) 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者

(3) 第1項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員である者

様式 1 (行政手続法適用：個票番号2103)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 8 年 9 月 9 日作成

処 分 名	長の解職請求代表者証明書の交付	
根 拠 法 令 名	地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号)	
根 拠 条 項	第116条で準用する第91条第 2 項	
根 拠 条 文	別紙 1 による	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり 別紙 1 による</p> <p>上記根拠条文の規定により申請があった場合、次に掲げるいずれかに該当しない場合に許可する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 請求代表者であることができないものに該当しない者であること (地方自治法第74条第 6 項各号による (別紙 2 参照のこと))</li> <li>2 請求制限期間であること (地方自治法第79条)</li> <li>3 交付申請が適式であること (地方自治法施行令第116条で準用する第91条第 1 項)</li> <li>4 請求代表者が選挙人名簿登録者であること (地方自治法施行令第116条で準用する第91条第 2 項)</li> </ol>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (日曜日、土曜日及び祝日は除く)
	経 由 機 関	日 (機関名 : )
	協 議 機 関	日 (機関名 : )
	処 分 機 関	7 日 (機関名 : 厚岸町選挙管理委員会)
所 管 部 署	厚岸町選挙管理委員会	
備 考		

## 別紙 1

第91条 地方自治法第74条第1項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者（以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。）は、その請求の要旨（1,000字以内）その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもつて条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

第116条 第91条から第97条まで、第98条第1項、第98条の3及び第98条の4の規定は、地方自治法第81条第1項の規定による普通地方公共団体の長の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

※同表省略

## 別紙 2

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

2 から 5 省略

6 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、第1項の代表者（以下この項において「代表者」という。）となり、又は代表者であることができない。

(1) 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた旨の表示をされている者のうち当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。）

(2) 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者

(3) 第1項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員である者

様式 1 (行政手続法適用：個票番号2104)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	施設の使用に要する費用の承認	
根 拠 法 令 名	地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号)	
根 拠 条 項	第107条第3項、第113条、第116条の2、第120条	
根 拠 条 文	別紙1による	
審 査 基 準 の 内 容	<p>法令で定める基準のとおり 公職選挙法施行令第121条の規定に準ずる (別紙2参照のこと)</p> <p>上記根拠条文の規定により申し出があった場合は厚岸町選挙事務 取扱規程第119条の規定により申請書を提出し承認を受けること (別紙2参照のこと)</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (日曜日、土曜日及び祝日は除く)
	経 由 機 関	日 (機関名： )
	協 議 機 関	日 (機関名： )
	処 分 機 関	7 日 (機関名：厚岸町選挙管理委員会)
所 管 部 署	厚岸町選挙管理委員会	
備 考		

## 別紙1

第107条 普通地方公共団体の議会及びその解散請求代表者は、左に掲げる施設を使用して、演説会等を開催することができる。

(1) 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。)及び公民館(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条に規定する公民館をいう。)

(2) 地方公共団体の管理に属する公会堂

(3) 前各号に掲げるものの外、市町村の選挙管理委員会の指定する施設

2 前項に規定する演説会等の開催のための施設は、学校にあつてはその授業、研究又は諸行事、その他の施設にあつては業務又は諸行事に支障がある場合においては、これを使用して演説会等を開催することができない。

3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。

4 普通地方公共団体の議会及びその解散請求代表者は、演説会等を開催しようとする場合において、第一項各号の施設を使用しようとするときは、前項の規定による費用を、あらかじめ、その管理者に支払わなければならない。

第113条 第100条の2、第103条から第105条まで、第107条、第108条第2項、第109条(公職選挙法第12条第1項及び第4項、第15条、第15条の2第4項並びに第271条に関する部分を除く。)、第109条の2及び第109条の3の規定は、普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、第100条の2第1項中「前条」とあり、及び第104条第1項中「第100条」とあるのは、「第110条」と読み替えるものとする。

第116条の2 第100条の2、第103条から第105条まで、第107条、第108条第2項、第109条、第109条の2、第109条の3、第111条及び第112条の規定は、普通地方公共団体の長の解職の投票について準用する。この場合において、第100条の2第1項中「前条」とあり、及び第104条第1項中「第100条」とあるのは、「第116条」と読み替えるものとする。

第120条 地方自治法第85条第1項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定並びにこの政令第100条の2乃至第109条の2、第111条乃至第115条及び第116条の2乃至第118条の規定は、地方自治法第85条第1項の規定により同法第76条第3項の規定による解散の投票並びに同法第80条第3項及び第81条第2項の規定による解職の投票を同時に行う場合並びに同法第85条第2項の規定により普通地方公共団体の選挙とこれらの投票を同時に行う場合にこれを準用する。



## 別紙2

### 公職選挙法施行令

第120条 公職の候補者等は、第117条の規定により個人演説会等を開催することができる旨の通知を受けた場合においては、法第164条の規定により個人演説会の施設を無料で使用する場合を除き、当該個人演説会等の施設(前条第1項の規定による設備を含む。)の使用のために必要な費用を、あらかじめ個人演説会等の施設の管理者に納付しなければならない。

2 個人演説会等の施設の管理者は、公職の候補者等がこれを使用すべき日の前2日までにこれを使用しない旨を申し出た場合又は天災その他やむを得ない事由が生じたためにこれを使用することができなくなつた場合においては、前項の規定により公職の候補者等が納付した納付金を公職の候補者等に返さなければならない。

3 第1項の規定による納付金は、当該個人演説会等の施設の所有者の収入となるものとする。

第121条 前条の規定により公職の候補者等が納付すべき費用の額は、個人演説会等の施設の管理者が市町村の選挙管理委員会の承認を得て定め、あらかじめ公表しなければならない。

### 厚岸町選挙事務取扱規程

第119条 管理者は、令第119条《個人演説会等の施設の設備》第2項の規定により個人演説会等開催のために必要な設備の程度その他施設の使用に関する定めについて承諾を受けようとするとき又は令第121条《個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用》の規定により個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用額の承認を受けようとするときは、別記第136号様式により委員会に申請しなければならない。

2 管理者は、令第119条第2項又は令第121条の規定により承諾又は承認を受けた事項を変更しようとするときは、別記第136号様式に準じて委員会に申請しなければならない。